



山形県公報

平成23年8月9日(火)
第2267号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……813
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(生産技術課) ……814
- 基本測量の実施の通知……………(農村整備課) ……816
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……817
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……818

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……819
- 同……………(同) ……820
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(河北病院) ……821

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第689号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.70パーセント」を「年0.75パーセント」に、「年0.50パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の前の見出し及び同項の項番号を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成23年7月13日から適用する。
- 2 平成23年7月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第690号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成23年8月9日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名称 最上川第一漁業協同組合
  - ロ 住所 西村山郡朝日町大字宮宿1184番地8
- (2) 漁業権の免許番号
  - 内共第4号及び内共第5号
- (3) 変更の内容
  - 第7条第1項の表中

|  |  |                                                |   |
|--|--|------------------------------------------------|---|
|  |  | 西村山郡大江町大字塩ノ平地内塩ノ平堰堤から上流50メートル及び下流鶴の淵橋まで        | を |
|  |  | 西村山郡大江町大字月布地内北堰頭首工堰堤から上流50メートル及び下流100メートルの地点まで |   |
|  |  | 西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで      |   |
|  |  | 西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から上流地蔵田橋まで及び下流100メートルの地点まで |   |
|  |  | 西村山郡大江町大字沢口地内巻淵床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで      |   |

|  |  |                                             |      |
|--|--|---------------------------------------------|------|
|  |  | 西村山郡大江町大字塩ノ平地内塩ノ平堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで  | に改め、 |
|  |  | 西村山郡大江町大字月布地内北堰頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで |      |

同条第2項の表中

|                                      |    |   |
|--------------------------------------|----|---|
| 西村山郡朝日町大字四ノ沢地内最上川との合流点から上流の送橋川及びその支流 | 周年 | を |
|--------------------------------------|----|---|

|                                             |    |      |
|---------------------------------------------|----|------|
| 西村山郡朝日町大字四ノ沢地内最上川との合流点から上流の送橋川及びその支流        | 周年 | に改め、 |
| 西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで   |    |      |
| 西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで |    |      |
| 西村山郡大江町大字沢口地内巻淵床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで   |    |      |

同条に次の1項を加える。

3 次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中釣りによる漁法により水産動物を採捕してはならない。

| 区 域                              | 期 間 |
|----------------------------------|-----|
| 西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から下流5メートルの地点まで | 周年  |

|                                    |
|------------------------------------|
| 西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から下流5メートルの地点まで |
| 西村山郡大江町大字沢口地内巻渕床止工から下流5メートルの地点まで   |

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成24年3月1日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 小国川漁業協同組合  
ロ 住所 最上郡舟形町舟形122番地  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第11号及び内共第12号  
(3) 変更の内容

第7条第2項の表中 「7月1日から8月31日まで」 を 「8月10日から同月31日まで」 に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成23年8月10日

- 3 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 日向荒瀬漁業協同組合  
ロ 住所 酒田市市条字八森308番地  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第21号  
(3) 変更の内容

第9条第3項の表中 「小学生」 を 「小学生及び中学生」 に改め、「中学生、70歳以上の者及び」を削り、「高校生、70歳以上の者」を「高校生」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成24年3月1日

- 4 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 温海町内水面漁業協同組合  
ロ 住所 鶴岡市小名部字千田98番地1号  
(2) 漁業権の免許番号  
内共第23号、内共第24号及び内共第25号  
(3) 変更の内容

第6条第1項の表中

|    |          |                            |
|----|----------|----------------------------|
| あゆ | 友釣り、どぶ釣り | 組合が定めて公示する日から10月15日まで      |
|    | 投網       | 上記の公示の日から21日を経た日から10月15日まで |

を

|    |          |                       |
|----|----------|-----------------------|
| あゆ | 友釣り、どぶ釣り | 組合が定めて公示する日から10月15日まで |
|----|----------|-----------------------|

に改める。

第10条第1項の表中

|    |     |    |        |
|----|-----|----|--------|
| あゆ | 友釣り | 1日 | 1,700円 |
|----|-----|----|--------|

|  |      |    |         |   |
|--|------|----|---------|---|
|  |      | 1年 | 8,400円  | を |
|  | どぶ釣り | 1日 | 1,000円  |   |
|  |      | 1年 | 4,800円  |   |
|  | 投網   | 1日 | 3,800円  |   |
|  |      | 1年 | 19,000円 |   |

  

|    |      |    |        |       |
|----|------|----|--------|-------|
| あゆ | 友釣り  | 1日 | 1,700円 | に改める。 |
|    |      | 1年 | 8,400円 |       |
|    | どぶ釣り | 1日 | 1,000円 |       |
|    |      | 1年 | 4,800円 |       |

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成24年3月1日

**山形県告示第691号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
南陽市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成23年8月5日から平成24年3月9日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

**山形県告示第692号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営新山寺地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営新山寺地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
大石田町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成23年8月15日から同年9月12日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての

み、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第693号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年8月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字小芦沢751番3から  
同 750番5まで
- 3 供用開始の期日 平成23年8月9日

**山形県告示第694号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年8月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 平田鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字中渡字羽根沢1381番1から  
同 1449番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年8月9日

**山形県告示第695号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市荒沢地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年7月26日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（一般県道鶴岡村上線の整備に伴う道路台帳の作成）

**山形県告示第696号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市中野俣地域、酒田市山元地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年8月8日から同年10月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路台帳整備）

**山形県告示第697号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字青柳 地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年12月24日から平成23年7月8日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量）

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第45号**

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年8月9日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

**山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程**

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第23条の2の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条中「一般放送事業者及び当該一般放送事業者」を「基幹放送事業者（法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）及び当該基幹放送事業者」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

弓張平公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 弓張平公園
  - (2) 所在地 西村山郡西川町大字月山沢及び大字志津地内
- 2 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
  - (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員

でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成23年8月9日（火）から同年9月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課都市整備担当

郵便番号991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 電話番号0237-86-8127

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年9月8日（木）から同月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参すること。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

最上中央公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 最上中央公園
- (2) 所在地 新庄市金沢地内

#### 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合には、構成員も全てこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいな



いこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成23年8月9日（火）から同年9月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3130

ロ 山形県最上総合支庁建設部道路計画課道路・高規格整備担当

郵便番号996-0002 新庄市金沢字大道上2034 電話番号0233-29-1401

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成23年9月8日（木）から同月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参すること。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

---

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク

(2) 所在地 山形市大字松原地内

#### 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

(7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。



4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成23年8月9日（火）から同年9月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課新都市開発調整担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2584

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当

郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号0236-621-8221

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成23年9月8日（木）から同月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参すること。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年8月9日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立河北病院医療情報システムネットワーク・電源整備及び保守業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立河北病院医事経営課情報企画係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131

3 落札者を決定した日 平成23年6月10日

4 落札者の名称及び所在地

ネットワンシステムズ株式会社 東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲

5 落札金額 87,500,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手續の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年5月17日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤      | 正      |
|------------|------------|-----|---|--------|--------|
| 平成23. 8. 5 | 第2266号     | 803 | 3 | 置賜総合支庁 | 村山総合支庁 |

平成23年8月9日印刷  
平成23年8月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056